

令和6年10月
申請受付
スタート

出産育児一時金
50万円

助成金
+9万円
最大※

※支給対象者が加入する健康保険組合から出産育児一時金の付加給付がある場合には、9万円から付加給付額を差し引いて支給します。



あなたの**出産**に、横浜市から
新しいエールを

独自の

横浜市 出産費用助成金

支給対象者：令和6年4月1日以降に出産した方



出産費用助成金
コールセンター



0120-547-059 (平日 9:00~17:00)

助成金ホームページ

制度の詳細は、裏面をご覧ください。



この助成金を受け取れる方（支給対象者）

以下のすべてを満たす方

- ・令和6年4月1日以降に出産した方（妊娠85日以上の子死産・流産を含む）
- ・出産した日から申請日時点まで横浜市内に住民登録がある方
- ・健康保険に加入されている方

助成額

出産したお子さま1人につき、最大 **9万円**

支給対象者が加入する健康保険組合から出産育児一時金の付加給付が支給される場合には、9万円からその額を差し引いて支給します。



付加給付額を差し引くって、どういうことですか？

付加給付とは、支給対象者が加入する各健康保険組合から出産育児一時金に加えて、独自に支給される付加的な給付金のことです。

* 例えば お母さまが加入する健康保険組合で1人の出産につき
2万円の付加給付が支給される場合

横浜市からは **9万円** - **2万円** = **7万円** を支給します。
(助成金) (付加給付額)

双子など出産したお子さまが複数いらっしゃる場合は、人数分の付加給付額を差し引いて支給します。
例) (9万円×2人) - (2万円×2人) = 14万円


手続きについて



令和6年10月
申請受付
スタート

助成金を受け取るための手続きには、今後リリースされる子育て応援サイト・アプリ（仮称）をご利用いただけます。制度などの詳細は後日、横浜市ホームページ内でお知らせします。

お問合せ先（コールセンター）

 0120-547-059

平日 9:00~17:00

助成金に関する情報

助成金に関する情報は横浜市ホームページからもご覧いただけます。二次元コードからアクセスしてください。

